

令和4年第5回町議会臨時会会議の経過 (10月17日)

- 議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、令和4年第5回山北町議会臨時会を開会いたします。  
(午前9時30分)  
初めに、町長の挨拶を求めます。  
町長。
- 町 長 皆さん、おはようございます。  
本日は、令和4年第5回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。  
初めに、先月8日、イギリスのエリザベス女王が96歳で崩御され、19日にはロンドンのウェストミンスター寺院で世界各国の指導者や王族などが参列する中、国葬が執り行われました。日本からは天皇皇后両陛下が出席され、マスメディアでも国葬の様子が大きく報道されましたが、一糸乱れぬ葬列と女王に別れを告げるため沿道を埋め尽くしたイギリスの国民の姿に、改めて即位70年という長きにわたり国民に寄り添い、国民から敬愛された女王の偉大さを感じたところでございます。ここに改めて、エリザベス女王の御冥福を心からお祈りいたします。  
さて、最近の新型コロナウイルスの状況につきましては、8月中旬以降新規感染者は緩やかに減少し、比較的落ち着いた状況が続いております。しかしながら、今月11日から外国からの入国規制の緩和を、全国旅行支援も始まり、人流が増加してまいりますので、ここで気を緩めることなく、改めて感染防止対策に務めていただきたいと思いますと思っております。  
また、ワクチン接種につきましては、全国的にオミクロン株対応ワクチンの接種が始まっており、本町におきましても今月の20日から初回接種を完了した12歳以上の方を対象に、町の健康福祉センターにおいて集団接種を開始いたします。オミクロン株対応ワクチンにはオミクロン株の成分が含まれているため、従来型ワクチンと比較してオミクロン株に対する重症化予防効果、感染予防効果、発症予防効果が期待されているところです。

今年の夏、感染者数が増加したのも感染力が強いとされるこのオミクロン株によるものでしたので、本町といたしましても、接種を希望する町民の皆様全員が接種を終えられるよう、引き続き、県や足柄上医師会と連携して取り組んでまいりたいと思います。

さらに、今月2日には、これまで10年以上にわたって10月の恒例イベントとして開催してきた山北健康スポーツ大会に代わって、参加、体験、交流を育むスポーツ環境づくりを目指した、新たな分散型イベントとして、山北スポーツの秋まつりを開催いたしました。当日は暑いくらいの日差しの中、各会場では、多くの参加者がウォーキングやパークゴルフ、SUPなど、様々なスポーツで汗を流していました。

その中でも、オクトーバーラン&ウオーク2022につきましては、ランニングの距離やウォーキングの歩数を全国の自治体と競うオンラインイベントとして、今月1か月にわたり開催しており、10月13日現在、山北町は、ウォーキングの部では340自治体中172位という順位になっております。本日からでも御参加が可能となっておりますので、議員の皆様におかれましても、ぜひ御参加をお願いするとともに、ランニングやウォーキングの習慣化につなげていただきたいと思いますと考えております。

さて、令和4年第5回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、令和4年度一般会計の補正予算案件1件、報告案件1件の合計2件を提出させていただきますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

議長 臨時会の議会運営について、本日午前9時から議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長から審査報告を求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

1番 瀬戸 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、午前9時から役場401会議室において、委員6名、議長の出席の下、令和4年第5回臨時会の運営についての審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案はお手元に配付されてますように、報告案件1件、補正予算案件

が1件の2件であります。

審議方法につきましては本会議即決とし、会期は本日1日限りとした。

以上で、議会運営委員会の審査報告を終わります。

議長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に、議席番号3番、和田成功議員、議席番号9番、大野徹也議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、報告第8号 専決処分の承認について、令和4年度山北町一般会計補正予算(第6号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 報告第8号 専決処分の承認について。令和4年度山北町一般会計補正予算(第6号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年10月17日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、9月18日の大雨に伴う災害復旧や新型コロナウイルスに係るワクチン接種のため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

令和4年度山北町一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年9月22日。山北町長、湯川裕司。

2ページをお開きください。

令和4年度山北町一般会計補正予算(第6号)。

令和4年度山北町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,892万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ63億3,128万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
地 域 防 災 課 長

地域防災課長。

令和4年度山北町一般会計補正予算(第6号)。

予算の詳細の説明の前に、今回の補正予算に係る台風14号の概要について御説明を入れさせていただきます。

机上にお配りいたしました、令和4年度山北町一般会計補正予算(第6号)補足説明資料を御覧いただければと思います。

今回の台風14号の大雨に伴う対応状況について、概要抜粋でございます。

台風14号の状況でございます。

9月16日から20日にかけて、九州地方を縦断し、日本海から東北地方を横切り太平洋に抜けた台風14号は、遠く離れた東海・関東地域にも大雨をもたらした。

山北町では、17日から19日にかけて累計雨量358ミリを観測し、18日午前には、時間雨量74ミリを記録するなど、町内各地に様々な影響を及ぼした。

今回の雨につきましては、山北町では、山北町山北のほか、丹沢湖、それから中川観測所がありますが、いつもと逆転現象で、丹沢湖、中川の観測所より山北の観測所の降雨量がはるかに多かったという状況でございます。

今回の(1)被害状況でございます。

人的被害はございません。

建物被害といたしまして、非住家被害1件。これは、土砂崩れによる土砂が流入したものでございます。

それから、道路等の被害です。町道洒水の滝入口線ほか16件、平山向山農道ほか8件、これもいずれも土砂の流出でございます。

対応概要・経過でございます。

9月16日金曜日には、防災対策会議を開催いたしまして、今回の台風の対応事項等の確認をさせていただいております。

18日、日曜日、御存じのとおり、朝から強い雨が降っておりました。独自に上下水道課、地域防災課、都市整備課におきましては職員を待機させ、様々情報の収集やら被災の対応に当たっております。

18日、9時49分、まさしく、たくさん降ってるときに大雨警報が発令されました。

同じ日、11時頃です。被災箇所、これは非住家の被害の1件のところがございます。ここの応急処置の補助をさせていただいております。

同じく17時には避難所を開設。今回の避難所につきましては、山北町山北の一部を対象として避難所を設置いたしました。

これは、ただいま説明した非住家の被害があった土砂崩れの下流にあるお宅が3件ほどございましたので、そちらの地域を対象として避難所を開設いたしました。結果、2世帯5名の方々が避難をされております。

次の日、19日の19時にも同場所が、同じ場所が特に手つかずの状態であったため、再度避難所を開設して、体制を整えていたものでございます。

御存じのとおり、19日には、ほぼほぼ小康状態の雨の状況になりましたが、この時間までの間にあちらこちらで道路等の被害が発生したものでございます。

裏面を御覧ください。

週明け20日の火曜日には、防災対策会議を再度開きまして、被害状況の確認・対応等について協議をしております。

また、10月4日火曜日、災害査定委員会、今回の被災家屋の災害査定をさせていただきます。

無事に5日には給付金・見舞金を支給することができました。

以下につきましては、現地の写真でございます。

非住家被害、町道、農道等の被害の写真を抜粋して載せさせていただいております。今回の台風14号の説明については、以上でございます。

議

長

財務課長。

財 務 課 長

それでは、報告第8号 令和4年度山北町一般会計補正予算（第6号）について御説明させていただきます。

地域防災課長から今説明がありました、台風14号などによる応急復旧経費や新型コロナウイルスワクチン接種経費を専決処分をしたものでございます。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、16款国庫支出金を2,892万4,000円増額し、歳出につきましては2款総務費から13款予備費まで、歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。4ページ、5ページをお願いします。

下段の歳入でございます。

16款国庫支出金、1項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金は、2,297万5,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種事業の負担金でございます。

2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金は、594万9,000円の増額で、こちらも新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の補助金でございます。補助率はいずれも10分の10でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、97万5,000円の増額ですが、こちらは台風14号等に対応するための職員の時間外勤務手当及び管理職員の特別勤務手当でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費は、2,609万1,000円の増額でございます。

説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の消耗品は事務経費、被服費はクールベスト等の購入、通信運搬費は接種券等の発送費用、機械類借上料はパソコン8台のリース料でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業のワクチン接種業務委託料は、集団接種や個別接種の委託料でございます。

会計年度任用職員（パートタイム）経費は、コールセンターや保健師等の報酬、共済費、旅費でございます。なお、こちらの詳細につきましては、この後、保険健康課長のほうから御説明をいたします。

次に、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費は、700万円の増額でございます。

谷ヶ農地災害復旧工事等ほか5か所の応急復旧の工事経費でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は、2,585万7,000円の増額で、こちらは洒水の滝入口線ほか13路線の応急復旧工事経費でございます。

13款予備費は、3,099万9,000円を減額するものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

台風や大雨対応職員の時間外勤務手当の増額によるものでございます。後ほどお目通しいただければと思います。

説明は以上でございます。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種の概要について御説明をさせていただきます。

机上配付しました資料を御覧ください。

9月定例会の全員協議会で説明させていただいた内容と重複する部分が多くございますが御了承ください。

まず、1の対象者についてですが、初回接種、初回接種とは1、2回目接種のことですが、これが完了した12歳以上の方となります。したがって、初回接種がまだ完了されていない方でオミクロン株対応ワクチンを接種したいという場合は、まず初回接種を完了させてからとなります。

初回接種は、現在も各医療機関に予約することで接種できます。

対象人数は、10月6日時点で8,331人です。死亡・転出入により日々変動します。

次に、2の集団接種についてですが、基本的なやり方はこれまでの集団接

種と同じです。健康福祉センターにおいて10月20日から12月22日までの原則木曜日の午前中と土曜日の午後を実施します。使用ワクチンもこれまでと同様ファイザー社製とモデルナ社製です。10月の4回の接種は、ワクチンの配送状況から全てファイザー社製を使用しますが、11月以降につきましては今後のワクチン配送状況により決定します。

次に、3の接種券の発送についてですが、9月30日に50歳以上の方の分は先行して発送しました。49歳以下についてはあさって19日に発送できるよう現在、封入、封緘作業を進めています。

50歳以上を先行発送したのは、コールセンターの一時的な混雑回避とコロナに罹患した場合、高齢者のほうが重症化のリスクが高いためです。

続いて、4の予約方法ですが、これもこれまでと同様です。コールセンターに電話して予約、インターネットの予約専用サイトで予約、健康福祉センターにお越しいただければ職員が端末操作を手伝いながら予約できます。

5の4回目接種者の接種間隔についてですが、裏面の下の表を御覧ください。

山北町では、7月30日から9月17日まで全6回、4回目の集団接種を実施しました。現在のところ4回目接種から5か月後に接種できるとされていますので、この場合は、表の真ん中の日にち以降に接種できることとなります。

しかし、国では、接種間隔について、現行の5か月から3か月に短縮することを検討しており、その結論が10月下旬に出されることになっていますので、仮に3か月に短縮された場合は表の右側の日にち以降に接種できることとなります。このため、国の結論が出ましたら、間を置かず接種券を発送する予定としています。

なお、3か月に短縮されることはほぼ間違いないと思われませんが、万が一5か月のままであった場合、現在の接種スケジュールには間に合わないこととなりますので、その場合は1月以降の集団接種の可能性について検討を行います。ただし、医師会との調整がございますので、場合によっては個別接種のみとする可能性もあります。

裏面の上の表は、具体的な接種日となります。原則木曜日、土曜日ですが、11月12日の土曜日と11月26日の土曜日は実施しませんので御注意ください。

また、ワクチンの配送状況により接種日が変更となる可能性がございます。

以上で、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、報告第8号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

8番、清水明議員。

8番 清水 8番の清水でございます。

専決処分であります。災害復旧につきましては、これはもう待ったなしでということは理解をいたしますが、コロナ対応については、この緊急性ということについて、それほど強くないのではないかと思います。これは、臨時会等を開いて、専決ではなくて補正予算で諮るべきではないかと思いますが、それについてはどうお考えでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 原則は確かにそのとおりかと思いますが、今回の場合、国のせいにするわけではないんですが、オミクロン株対応ワクチンについて、どういうふうなやり方をしていったらいいのかということがなかなか示されなかったということもございました。そういった中で、もう10月には始めなさいという結論だけ示されていたみたいなところがありましたので、おっしゃってることはよく分かるんですが、接種券を発送するのが9月30日で、そのための用紙なんかも買わなくてははいけませんでしたので、今回専決処分にさせていただいたところでございます。

また、全員協議会のときにも、その辺については少し御説明をさせていただいたかと記憶してございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、報告第8号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、報告第8号は原案どおり承認されました。

次に、日程第2、議案第63号 令和4年度山北町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第63号 令和4年度山北町一般会計補正予算(第7号)。

令和4年度山北町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,199万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ63億9,327万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月17日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業や、9月18日の大雨に伴う災害復旧費などの増額で、歳入歳出それぞれ6,199万4,000円を増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第63号 令和4年度山北町一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、16款国庫支出金を6,199万4,000円増額補正をするものでございます。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費までを歳入と同額を増額補正するものでございます。

続いて、事項別明細書で御説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

下段の歳入でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は、4,783万

9,000円の増額でございます。

こちらは、国の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援交付金で、住民税非課税世帯、家計急変世帯に5万円を給付するものでございます。補助率については10分の10でございます。

8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、1,415万5,000円の増額でございます。

今回の交付金は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する自治体の取組に、より重点的、効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ対策を一層強化するために、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として創設をされたものでございます。算定の基礎は人口や物価上昇率等を基礎として算定をされております。

当町の今回の交付限度額は3,635万1,000円でございます。今回についてはその一部を予算計上するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、3,481万5,000円の増額でございます。退職手当組合負担金を、3年度末の退職者が多かったために増額をするものでございます。

5目財産管理費は、5,000万円の減額でございます。こちらは9月の大雨による災害復旧のため、財政調整基金の積立金を減額をするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、4,652万4,000円の増額でございます。

国の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援交付金で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業を実施するものでございます。

こちらの消耗品、通信運搬費、口座振替手数料は事務経費でございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、非課税世帯908世帯、家計急変世帯15世帯に対し、一世帯当たり5万円を給付するものでございます。

なお、詳細については、この後福祉課長のほうから御説明を申し上げます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、669万9,000円の増額でございます。

国のコロナ支援の臨時交付金を活用し、子育て世帯生活支援特別給付金事業を実施するもので、低所得者の子育て世帯に経済支援として、対象児童1人につき5万円を給付するものでございます。

消耗品費、通信運搬費、口座振替手数料は事務経費でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金は、72世帯133人に1人当たり5万円を給付するものでございます。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、745万6,000円の増額でございます。

8ページ、9ページをお願いします。

給食事業でございますが、こちらも国のコロナの臨時交付金を活用し、学校給食費補助金として、1月から3月までの3か月分を補助するものでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費は500万円を増額するもので、台風14号等による被災箇所、谷ヶ地区ほか3か所の本復旧費でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は、4,411万6,000円の増額でございます。こちらも台風14号等に対する被災箇所、谷ヶ小山線ほか3路線の本復旧費でございます。

なお、詳細については、この後、都市整備課長のほうから御説明を申し上げます。

13款予備費については、調整の結果、3,261万6,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長  
福 祉 課 長

福祉課長。

それでは、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金「緊急支援給付金」につきまして、補足説明資料を配付させていただきましたので、御説明申し上げます。

事業の概要でございますが、本年9月9日に開催されました国の物価・賃

金・生活総合対策本部におきまして、電気、ガス、食料品等の物価高騰に対する緊急経済対策として、家計への影響が特に深刻な住民税非課税世帯に対し、一世帯当たり5万円を支給する方針が定められ、9月20日に国の予算支出が閣議決定されたものです。

財源としましては、地方創生臨時交付金に新たに創設されました電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金による国庫10割補助となります。

対象世帯や支給要領、申請書等の様式、支給までの流れにつきましては、令和3年度に実施いたしました住民税非課税世帯等臨時特別給付金に準じておりまして、住民税非課税世帯につきましてはプッシュ型による迅速な支給を、その他の世帯につきましては申請をしていただき、判定を経ての支給となります。

支給要件ではありますが、令和4年度住民税非課税世帯と家計急変世帯となります。

令和4年度住民税非課税世帯ですが、基準日となります令和4年9月30日時点から、継続して山北町に居住されている世帯全員が非課税の世帯が対象となります。こちらにつきましては、受給確認書を送付するプッシュ型の支給となります。

家計急変世帯ですが、こちらは住民税課税世帯のうち、予期せず家計が急変し、令和4年1月から12月の収入が住民税非課税世帯相当以下に減少した世帯となります。令和4年1月以降の収入が減少しました任意の月、一月の収入を12倍し、年額に換算した額が国の基準額以下であるかを判定いたします。申請制となりますので、本議会議決に伴いまして、町ホームページ、おしらせ版等により周知広報を行う予定であります。

対象世帯数ではありますが、923世帯を見込んでおります。その内訳としまして、住民税非課税世帯につきましては、9月14日現在の住民税情報からの抽出結果により、908世帯となっております。家計急変世帯につきましては、令和3年度同給付金における家計急変世帯の給付実績が13世帯でありましたので、このたび15世帯を見込んでおります。

基準日につきましては、国の支給要領に基づき、令和4年9月30日となります。

申請期限であります。国の支給要領におきましては、令和5年1月31日と定められておりますが、町の裁量で延期することは可能となっております。

国への実績報告の期限が3月末までとなっております。申請受理、審査、支給までの事務に要する日数を勘案した中で、でき得る限り受付期間を確保するために、2月末日に延長させていただくものでございます。

支給までのスケジュールであります。本事業に係る補正予算を本議会で調整させていただいております。議会で承認をいただいた後、国の実施要項、支給要領に合わせてシステム改修を実施いたします。システム改修につきましては、システム協同組合より11月中旬から下旬頃に完了と示されております。

システム改修後、受給確認書、返信用封筒等を、アウトソーシングにより印刷、封入、封緘しまして、住民税非課税世帯に12月9日に発送をさせていただく予定でございます。

支給日につきましては、令和3年度給付金と同様に書類を発送して、すぐには、受給確認書の返送が集中することが想定されておりますので、第1回目の支給は、年末12月27日を予定しております。申請期限を令和5年2月末までとしておりますので、最終の支給日は令和5年3月10日を予定しております。

事業に概する所要額であります。総額で4,652万4,000円となります。内訳としまして、給付金が対象の923世帯に1世帯当たり5万円を掛けました4,615万円、事務費としまして、給付に要する郵送料及び口座振込手数料が37万4,000円となります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についての説明は以上となりますが、本日お手元に補足説明資料は御用意しておりませんが、児童福祉費に上程されております、子育て世帯生活支援特別給付金の概略につきまして御説明をさせていただきます。

こちらの給付金につきましては、地方創生臨時交付金に創設されました電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金を活用いたしまして、物価高騰の影響により深刻な生活困窮に直面しております低所得の子育て世帯を対象に、町独自事業として、児童1人当たり5万円を支給するものであります。

対象者や申請書の様式、支給までの流れにつきましては、令和3年度及び令和4年6月に補正において計上させていただきました、国の子育て世帯生活支援特別給付金に準じておりまして、児童扶養手当受給の独り親世帯と児童手当を受給されている非課税世帯につきましては、プッシュ型による支給を。その他家計急変世帯につきましては申請をしていただき判定を経ての支給となります。

対象者世帯としましては、児童扶養手当受給世帯と児童手当受給の非課税世帯につきましては、直近の各手当の受給世帯が対象となります。

家計急変世帯の要件につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と同様となります。

対象世帯、対象児童は72世帯、133人を見込んでおります。内訳ですが、児童扶養手当受給世帯につきましては、所管であります県の直近の支給状況により41世帯68人、児童手当受給非課税世帯につきましては、町で把握しております9月14日現在の状況により26世帯、50人となっております。

家計急変世帯につきましては、令和3年度同給付金の支給実績が3世帯9人でありましたので、5世帯15人を見込んでおります。

申請期限ではありますが、町独自事業でありますので、地方創生交付金の国への実績報告期限3月末を勘案しまして、非課税世帯給付金と合わせて2月末日と予定しております。

支給までのスケジュールではありますが、本事業に係る補正予算を本議会で上程させていただいております。

町独自事業となりますので、システム改修は行わず、県の児童扶養手当、町の児童手当、税情報を手作業で突合し、受給対象者の確定作業を10月中旬から下旬までの間に行います。対象者の確定後、プッシュ型対象世帯に受給確認書、返信用封筒を11月中旬頃までに発送する予定であります。

支給につきましては、受給確認書の返送状況にもよりますが、第1回目の支給を12月最初の12月12日で予定しております。最終の支給日は令和5年3月10日を予定しております。

事業に要する所要額ですが、総額で669万9,000円となります。内訳としまして、給付金対象児童133人に1人当たり5万円を掛けました665万円、事務

費としまして、給付に要する郵送料及び口座振込手数料の4万9,000円となります。

説明は以上となります。

議 長  
都市整備課長

都市整備課長。

それでは、災害復旧費の関連で御説明申し上げます。

皆様のお手元に、先日の台風14号によります被災状況の資料を都市整備課の所管分と農林課の所管部に分けて御用意させていただきました。

資料のほうはA3判表裏1枚とA4判の写真のつづり2部となっております。

初めに、A3判表裏1枚の資料を御覧いただきたいと思います。

台風14号に伴う被害箇所図2分の1のほうを御覧ください。左側が位置図になってございますが、右上の写真、右上の町道鮎沢2号線では、沢から土砂が流出し、道路脇の水路が完全に埋まり、道路上にもかなりの土砂が堆積したままの状態となっております。

右下の町道谷ヶ小山線では、道路下ののり面が崩れ、ガードレールの基礎が浮いた状態となっております。

裏面を御覧ください。

右上の町道箒沢線では、既存の水路が詰まったことで雨水があふれ出し、水路周辺の土砂が流出し、浮石等も散見される状態となっております。

最後に右下の町道鍛冶屋敷線であります。谷ヶ小山線同様道路下ののり面が崩れ、土中建込のガードレールの支柱周りに土砂がない不安定な状態となっております。

公共土木施設災害復旧費としまして、以上が都市整備課の所管分の被災状況であり、これらの復旧費としまして公共土木施設災害復旧費として、4,411万6,000円、予算計上してございます。

続きまして、A4判の地図がついております令和4年度9月18日台風14号被災箇所（農林課）の資料を御覧いただきたいと思います。

5ページをお開きください。

5ページ、写真上の滝沢高松作業道では、道路下ののり面が崩壊した状態になってございます。

下の写真の川村用水（山根堰）では、取水口周辺の管路が損傷した状態となっております。

1枚おめくりください。

沢見沢林道では、道路の路面が洗堀された状態となっております。

以上が、農林課の所管分の被災状況であり、これらの復旧費としまして農林水産施設災害復旧費として500万円予算計上してございます。

なお、参考までに先ほどの専決処分で応急復旧させていただきました箇所の被災状況の写真もつけてございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第63号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

8番、清水明議員。

8番 清 水 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の緊急支援給付金。補足説明のところですが、黒丸の3つ目、対象世帯数のところで、家計急変世帯15世帯、これは令和3年度実績よりの見込みということで。すみません、説明されたかもしれませんが、この令和3年度の実績の数字をお願いいたします。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 令和3年度の住民税非課税世帯の実績ですが、こちらは813件となります。そのうち、家計急変世帯が13世帯となっております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番 石 田 13番、石田でございます。

関連質問なんですけれども、ただいまの住民税非課税世帯に対する事業なんですけど、家計急変世帯についてちょっとお伺いいたします。

申請期限を長く延ばしたということはとても親切でいいことだなと思うんですけども、家計急変世帯についてはプッシュ型ではないので、申請でするので、この方々に情報がしっかり届かなければ意味がないと思うんですけども、周知方法をお伺いいたします。

議 長 福祉課長。

福祉課長 家計急変世帯についての周知方法でございますが、こちらにつきましては、令和3年度の給付金と同じく、広報、おしらせ版、町ホームページで実施してまいります。

議長 石田照子議員。

13番石田 期間も長いことですので、その周知方法、一回だけではなくて、的確に対象者の方々に情報が届くように、ある程度、繰り返して周知する必要があると思うんですけども、その辺はどのようになっているのでしょうか。

議長 福祉課長。

福祉課長 こちら御指摘のとおり、令和4年度に実施しました同給付金につきましても、やはり勧奨通知、督促等行っておりまして、先ほどちょっと申し損ねたのですが、周知と合わせまして民生委員等、こちらの方にも同給付金の御案内をさせていただいて、地区で家計急変に該当される方があれば申請につなげていただきたいということで働きかけをしてまいります。

議長 ほかには質疑のある方はどうぞ。

2番、藤原浩議員。

2番藤原 2番、藤原です。

今、災害復旧工事関連について、都市整備課長から説明があったんですけども、その中の農林課所管分の工事の内容について、ちょっとお伺いします。

議長 農林課長。

農林課長 農林課補正予算分、本復旧分につきましては、まず、谷ヶ農地災害復旧工事、こちら令和元年、2年に被災した農地の周辺でございます。

また、滝沢高松作業道災害復旧工事、こちらにつきましては、高松地区から山北地区に通ずる作業道の復旧工事になっております。

さらに、沢見沢林道災害復旧工事、こちらは山市場にある沢見沢林道の災害復旧工事でございます。

そして、先ほど都市整備課長が説明いたしました川村用水（山根堰）災害復旧工事、こちらについても取入れ口管路の復旧工事となっております。

以上です。

議長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 箇所については図示されているので分かるんですけども、金額的に500万と、それほど工事については多い金額ではないと思われるんで、おそらく、これは例えば流出した表土の除去とか、あと欠損部分の埋め戻し等だけかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 まず、先ほどの専決処分でおきまして、一応、例えば土砂の搬出等は応急復旧という形でやったところが、谷ヶ農地災害復旧工事、こちらについては、まずそういう土砂を撤去は応急復旧でやりまして、残り、のり面が崩れている箇所を中心にかご枠工を設置するようなことが本復旧として残っております。

また、それ以外につきましては、土砂の搬出が行われなかったんですけども、路肩等が崩れていますので、そこに大型土のうを設置する工事でありますとか、また本復旧といたしまして、林道につきましては舗装がしてございませんので、路面を整正する復旧工事がございます。

また、用水管についてはばらばらに外れておりますので、一部新設とそれをつないでいくというような工事を見込んでおります。

以上です。

議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 今回、緊急性が高い工事なんで、そういった作業内容になるのは分かるんですけども、例えば平山につきましては、せっかく観瀑台できても、またこれでしばらく現地へ行けないような状況なので、今回ではできないとは思うんですけども、もうちょっと作業道に関しては抜本的にそういう災害に強い作業道、林道のつくり方というのも考えてかなくちゃいけない状況だと思うんですよ。地球規模の環境変化でこういった降雨の災害というのは避けて通れないような状況だと思うんで、そういった視点での対策が必要だと思うんですが、それについてはいかがお考えでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 今、お話のありました洒水の滝周辺につきましては、この災害を受ける前から神奈川県治山課が所管となりまして、沢2本の2か所について、県の治山工事が今まで入っております、今回も県の治山工事の箇所そのもの

が崩れてしまったということで、これにつきましては、そのうち1本については、県が国の災害復旧事業の適用を受けるべく手続を今進めているところということでございます。

また、洒水の滝観瀑台までの道につきましては、当然、町が整備したものでございますので、こちらについて、これからも降雨のたびに土砂が流出すると非常に町としても困るといって、10月10日に足柄上行政センターのほうに副所長、森林部長、治山課長を訪ねまして、副町長以下、都市整備課長と私と商工観光課長が赴きまして、全体的な土砂の流出を防止していただけないかというような形で、治山だけではなくて、例えば砂防の土木所管の考え方も含めて対応していただくように要望という形でまいりまして、今、県のほうもどのような対応ができるか。要は町単独であったり、県の治山課だけでは対応できないような規模で土砂が崩れているというような状況でございますので、それにつきましては、センター長含め認識をしているというような回答いただきまして、今後、県のほうと調整をして、何とか土砂がこれ以上流出して、洒水の滝遊歩道を含めて周辺の施設に被害が及ばないような対策をしていくように予定している状況でございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

8 番、清水明議員。

8 番 清 水 8 番、清水です。

ちょっと戻りますが、先ほどのコロナ対応のところですが、対象世帯、家計急変世帯15世帯、実績が13世帯で見込みが15ということですよ。それで、かなり困窮世帯が増えるんじゃないか、3年度と比べて。もっと上がる率が高く、率という言葉はおかしいんですが、もっと増えるんじゃないかと思うんですね。心配をしています。

それで、要するに、そのボーダーラインのところの世帯もあると思うんですね。こういうものって、線を引くとそこから上はかなり厳しくても対象にならないというようなことがあって、それは町でも考えていただいていると思いますが、ちょっとこの13あった中で、今回15というのは、ちょっと少ないんじゃないかと思うんですが、それについてはいかがお考えか。

議 長 福祉課長。

福祉課長 家計急変世帯の捉え方ですが、確かに、御指摘のとおり、家計急変の増加が見込まれております。ただし、こちら令和3年度給付金につきましては、当初900世帯余り、やはり同じく、今回税情報のほうから900世帯余りを対象としておりましたが、実際発送したところ、返ってきたのは800世帯、プラス家計急変世帯が13世帯でした。

制度の要件としましては、世帯全員の方が課税者の扶養をされていない方。例えば、同居されていない息子様に扶養されている方、高齢者の方、こちらの方は支給要件から外れてまいります。また、一人暮らしをされている学生さんで、遠方の御家族から扶養されている方、こちらも支給要件から外されております。

現在、町のほうで908世帯で算定させていただいたものは、単純に税情報から非課税世帯という形で抽出した中の908世帯になっておりますので、こちらの中で家計急変世帯の増加部分を吸収していきたいと思っております。

議長 ほか質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、議案第63号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 挙手全員。よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、令和4年第5回山北町議会臨時会の議事日程を終了しましたので、閉会といたします。

なお、10時40分より、広報広聴委員会を開催しますので、401会議室にお集まりください。(午前10時25分)